第3回 契約の効力(1) ―― 売買契約を中心に(担保責任は次回)

2016/10/21

松岡 久和

【債務内容の確定一履行の前提】(166-168頁)

- 1 合意によって発生する債務 (555条)
- (1) 基本的債務
 - ・権利移転義務・物の引渡義務・対抗要件を備えさせる義務(登記の場合、登記(申請協力義務)義務、債権の譲渡の場合、確定日付のある証書による債権の譲渡の通知または承諾を得る 義務や債権譲渡登記義務。新560条に明記)
- (2) 基本的債務の相互関係-対価的牽連性・相互依存性

Case 03-01 XはYに使わなくなったノートパソコン甲が要らないかを尋ね、欲しければ月末にあげる旨のメールを書いた。たいへんありがたく感じたYは、翌日、甲をいただく旨に加えて、月末には有名なレストランAで晩ご飯をおごるとXに返信で約束し、Xもそれに謝辞を述べた。

- ①Aが突然閉店してしまってYの約束は実行できなくなった場合、それでもXは約束どおり甲をYにあげる義務があるか。
- ②気の変わった X が、甲を中古販売店に売ってしまった場合、それでも Y は約束 どおり 晩ご飯をおごる義務があるか。
- ・双務契約と片務契約
- ・成立上の牽連関係・履行上の牽連関係・消滅上(存続上)の牽連関係
- (3) 合意の優先と契約解釈 (エッセンシャル*1 113-115頁)

Case 03-02 Yは、レストランで持ち合わせがないことに気づき、会食した友人Xから1万円を借りたが、いつ返還するかについてはとくに定めなかった。次の場合、Xはいつの時点でYから返還を請求できるか。

- ①Yが「財布を忘れた」と述べたのを聞いて貸してやった場合
- ② Y が「今月はピンチだ」と述べたのを聞いて貸してやった場合
- ③ Y が何も言わなかったか、ぶつぶつ独り言を言っていたが X にはそれが聞き取れなかった場合(加藤雅信『新民法体系 I 民法総則[第2版]』202-203頁より)
- 2 合意によらなくても発生する債務 (34-37頁)
- (1) 基本的債務をめぐる諸義務の慣習法や任意規定による補充 (91条・92条)
 - ・ 例 573条 (代金支払期限)・574条 (代金支払場所)、591条 (上記ケース③)
 - ・任意規定の合理性と限界、典型契約の指導形象機能(消費者契約や約款における半強行法 規的性質)
- (2) 付随義務 契約の性質や信義則による補充
 - · 例 安全配慮義務、買主の目的物引取義務 (→受領遅滞責任)

【債務内容の実現-履行の過程】

- 1 履行の調整 (168-170頁)
- (1) 履行の態様:日時・場所(573・574条;484条の特則)
- (2) 履行に付随する事項:売買目的物から生じた果実・代金の利息(575条:簡易決済)

|判例 P187 (遅滞した売主からの同条適用の主張を容認)

大判昭7・3・3民集11巻274頁 (代金支払いが先履行なら575条1項は適用なし)

(3) 契約費用と履行費用

原則 契約費用は各自負担 (折半。558条)、弁済費用は債務者負担 (485条)

2 履行の障害

(1) 履行不能に対する救済の全体像(改正前の伝統的通説)

契約無効 → 債権債務不発生 → 債務不履行責任なし impossibilium nulla ogligatio est

∼原始的不能≺

例外としての法定の**担保責任**=契約を有効とする買主の信頼保護

;解除・代金減額 (=-部解除)・**信頼利益賠償**

契約締結上の過失責任

後発的不能

契約有効 → 債権債務発生

・債務者の帰責事由有**→債務不履行** ;**履行利益賠償・解除**

債務者の帰責事由なし→危険負担

- (2) 民法改正後の転換(改正前の契約責任説)
 - ・原始的不能でも契約は有効 (新412条の2:不能なら履行請求はできないが債務不履行に基づく 損害賠償請求は可能)。
 - ・担保責任は債務不履行責任の一種:追完請求・代金減額請求(新562条・新563条)の肯定と期間制限による売主の保護(新566条)
 - ・免責事由があれば損害賠償責任は生じないが、帰責事由がなくても契約解除は可能(新 542条。新543条は債権者に帰責事由がある場合の解除不可なので混乱しないように)
 - ・危険負担の再編(534条・535条の削除と新565条。536条2項の抗弁権構成)→解除の後で説明
- (3) 履行の一時停止:**同時履行の抗弁権**(533条。170-173頁)

Case 03-03 2006年9月9日、XとYは、X所有の不動産甲を4000万円でYに売るとの契約を結び、YはXに手付金400万円を支払い、10月10日に残代金を支払う旨を決めた。

- ①10月10日になって、Xが3600万円を請求してきた場合、本契約で、甲の引渡しや移 転登記手続についてとくに定めていなかったとすると、Yは、直ちに支払わないと 履行遅滞の責任(412条1項、419条を参照)を負うことになるか。
- ②事実を少し変形して、本契約では、さらに、9月29日に甲の引渡しと移転登記申請手続を行うことが合意されていたとする。9月29日に、Yが甲の引渡しと移転登記申請手続への協力を請求してきたら、Xは残代金の支払との引換えを主張できるか。
- ③②の場合に、Xは、9月29日に引渡しや移転登記手続への協力をしなかった。10月10日を過ぎてYが請求してきたとき、Xは、残代金の支払との引換えを主張できるか。
- ・同時履行の抗弁権の意義と制度趣旨
- ・要件 ①双務契約上の対価的債務、②相手方の債務の弁済期到来、③一方的履行請求 なお、準用→546・571条(後者は改正で削除)、類推適用→継続的供給契約
 - ・存在効果説 vs 行使効果説 請求原因に同時履行の抗弁権の要件事実がすでに現れている場合、被告の抗弁権の主張の要否が異なる
 - ・履行の提供の要否 判例 最判昭41・3・22民集20巻3号468頁 (履行拒絶が明確な場合 は履行の提供をせずに債務不履行責任の追及が可能)
- ・効果 ①**履行遅滞責任からの解放**-消極的・防御的な効果
 - ②引換給付判決。反対給付提供は執行開始要件(民執31条1項)。

※1:解除権との関係は次回。

- ※2:留置権との異同:①対象、②双務契約関係要件、③対第三者効、④攻撃的効果
- ・適用例 P146(登記義務と代金支払債務)、147(受取証書の交付と弁済、新486条)

148 (賃借建物明渡しと敷金返還は前者が先履行)

・先履行義務者の保護-**不安の抗弁権**:反対給付の予期できない危殆化に対して、履行 を確実にする措置か履行の提供があるまで履行拒絶可能。要件設定の困難さや濫用の おそれという批判・反対が強く、民法改正では条文化を断念

- (4) 事情変更の法理:契約締結後、その基礎となった事情に当事者の予見できない変更が 生じたため、当初の約束に当事者を拘束することがきわめて過酷に なった場合に、契約の解除または改訂が認められる。
 - 判例 最判昭29・2・12民集8巻2号448頁、百45(小粥解説:ゴルフ場の法面崩壊による追加出 資か会員契約解除かの選択の主張を否定)
 - 文献 五十嵐清『契約と事情変更』(有斐閣、1969年)、吉政知広『事情変更の法理と契約 規範』(有斐閣、2014年)
 - ・要件 ①基礎事情変更、②予見不能、③帰責事由なし、④原契約維持の著しい不当性
 - ・効果 解除または改訂
 - ・民法改正の過程で、基準および裁判所判断能力などの問題で改訂が先に脱落したが、 原告の改訂提案を裁判所が審査するという方式は、再交渉義務を唱える近時の有力説 との関係も含め、なお検討の余地あり。最高裁には肯定例がなく、下級審裁判例にも 肯定例が少なく、要件設定に意見の一致がみられないことから解除についても条文化 は見送られた。